

# 新型コロナウイルス感染症対策

学校法人 銀河学院

## 1 基本方針

### (1) 対策のための基本事項

- ア 感染源を絶つこと（消毒，除菌など）
- イ 感染経路を絶つこと（手洗いや咳エチケットなど）
- ウ 抵抗力を高めること（十分な睡眠と適度な運動など）
  - \* 免疫力を高めるため，十分な睡眠，適度な運動やバランスの取れた食事を心がける
- エ 集団感染のリスクへの対応
  - \* 3つの密（密閉，密集，密接）を避けること
  - ① 換気が悪い密閉空間でないこと
  - ② 人が密集している場所をつくらないこと
  - ③ 身体接触及び近距離での会話や発声を避けること

### (2) 新型コロナウイルス感染症発症者の症状（広島県のホームページより）

- ・ 発熱                      ・ 咳                      ・ 倦怠感                      ・ 息苦しさ                      ・ 咽頭痛
  - ・ 味覚障害                      ・ 嗅覚障害                      ・ 頭痛                      ・ 下痢
- などがあるようです。無症状の場合もありますので，ご注意ください。

### (3) (1) に関わる対策について，校外活動でも実践してください。

- ア 外出は控えるよう努める。
  - 学習活動（塾・習い事）等で外出する場合は，感染防止対策を講じること。
- イ 人との接触はできる限り控える。自分が感染し，身近な人を感染させる可能性がある。
- ウ 海外への渡航はしない。
- エ 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令された場合，その対象地域には極力行かない。
- オ 下記について，体調をよく観察してください。特に，発熱や咳などの症状がある場合は，自宅待機してください。
  - ① 海外に行かれた人と接した場合（ご家族も含む）
  - ② 同居するご家族の方が対象地域に行かれた場合，または帰ってこられた場合
  - ③ 対象地域から来られた人と接した場合（ご家族も含む）
  - ④ 同居するご家族の方に発熱がある場合
- カ 次のような症状がある方は，相談窓口ご連絡してください。

### (国の相談の目安)

- ・ 息苦しさ（呼吸困難），強いだるさ（倦怠感），高熱等の強い症状のいずれかがある場合
  - ・ 重症化しやすい方で，発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
  - ・ 上記以外の方で，発熱や咳など，比較的軽い風邪の症状が続く場合
- 症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので，強い症状だと思える場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。

\*相談窓口検索

厚生労働省ホームページ

(政策について>分野別政策一覧>健康・医療>健康>感染症情報>新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター)

(福山市では)

国の基準にはありませんが、次の場合に該当する方も、相談窓口(下記)にご相談ください。

- ・ 臭いや味が変わると感じる場合
- ・ 一度 37.5℃以上の発熱後、すぐに平熱に下がり、数日後再び発熱する場合

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

積極ガードダイヤル(受診・相談センター) 084-928-1350 (24時間)

(参考) もし感染したら～発生時の流れ～

【新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(家庭編)概要版】

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/uploaded/attachment/173765.pdf>

## 2 登校にあたって

### (1) 登校の基準

ア 朝夕の検温などの健康観察は、継続をしてください。(記録もお忘れなく)

イ 平常時と変わらない場合は、登校してください。

- ・ 学校で体調が悪化した場合は、保護者のお迎えを必要とする場合がありますので、毎朝、慎重にご判断ください。

ウ 児童生徒本人に「風邪の症状がある」、「息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状がある」場合には、登校しないでください。

エ ご家族で症状がある場合や重症化する恐れのある方と同居している場合は、登校を自粛してください。

オ 上記ウ、エについては、欠席にはなりません。

### (2) 学校では

ア 教室・廊下の窓を開け、定期的に換気します。

- ・ 服装での体温調節をお願いします。

イ マスクを着用する。

ウ 積極的な手洗いを行う。

エ 話すときは、マスクを着用し距離をとる。

オ 昼食は対面して食わず、静かに食べる。

カ 授業などの活動において

- ① 児童生徒同士が密接になる活動は避けます。
- ② 大きな声を出す活動は控えます。

### (3) ご家庭で

ア 適切な換気

イ 積極的な手洗いとうがいの励行

- ウ 対話時などのマスク着用
- エ 規則正しい生活習慣を維持し、免疫力を向上させるため
  - ① バランスの良い食事をとる。
  - ② 適度な運動を行う。
  - ③ 十分な睡眠をとる。
- オ 自分の行動を記録しておく。(発症した場合有効になる)

### 3 校内の感染症対策について

- (1) 消毒液・除菌液（アルコール、ソリューションウオーター（次亜塩素酸水））を玄関，教室，トイレ等に設置する。
- (2) 霧化器（ソリューションウオーター）をホームルームに設置する。
  - ア 短時間使用して室内を除菌する。（病院の手術室でも使用）
  - イ 除菌は，児童生徒の在室中は使用しません。（放課後等に利用する）
  - ウ 通常は，水を入れて加湿器として使用する。
- (3) 児童生徒が日常的に触れる机や椅子，教室のドアの引手，ドアノブを，光触媒（二酸化チタン）を利用してコーティングする。

※ ソリューションウオーター（次亜塩素酸水）について

- ・次亜塩素酸水は，食品を除菌する際にも使用されます。
- ・NITEの検証により，ウイルス除去の有効性が認められています。（個々のすべての製品の検証ではありません）
- ・以前報道のあった次亜塩素酸ナトリウムとは異なります。
- ・有人空間での散布については，病院や公共施設での使用実績もありますが，本校では無人空間で使用します。

厚生労働省，製品評価技術基盤機構（NITE）のHPもご覧ください。

※ 光触媒（二酸化チタン）について

- ・食品添加物として認可されている，安全性の高い二酸化チタンです。
- ・施工名は，『イオニアミストPRO』です。HPもご覧ください。
- ・採用実績は，小郡市・ルートインホテルグループ・興國高等学校・青山学院・星の光幼稚園など多数施工されています。

※次ページの資料「出席等の扱い」をご覧ください。

なお，次ページの資料に出てくる「学校保健安全法による出席停止」とは，欠席扱いとはしないということです。

## 資料

### 出欠席等の扱い

児童生徒の出欠席等の扱いは、原則、以下のとおりとする。

状 況	出欠席等の扱い
(1)感染が判明した場合	治癒するまで、学校保健安全法により出席停止とする。
(2)濃厚接触者に特定された場合	保健所が自宅待機などを求めた期間(感染者と最後に濃厚接触をした日から2週間が基本)、学校保健安全法により出席停止とする。
(3)児童生徒本人に発熱や風邪症状がみられ自宅で休養する場合	学校保健安全法により出席停止とする。 ※保護者からも症状を聴き取ること。
(4)家族が保健所から濃厚接触者に特定された場合	児童生徒等本人に発熱や風邪症状がない場合でも、学校保健安全法により出席停止とする。
(5)児童生徒本人に症状等はないが、家族に発熱や風邪症状が見られる場合	国内の感染拡大が懸念される場合は(児童生徒等の生活圏の感染状況で判断)、学校保健安全法により出席停止とすることが可能である。
(6)日常的に医療的ケアが必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等が主治医や学校医に相談の上、登校すべきでないとして判断された場合	「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする。
(7)海外から帰国し、2週間の自宅等での待機を要請された場合	その期間は、学校保健安全法により出席停止とする。 (その後、健康状態に問題がなければ登校可)
(8)児童生徒等に症状等はないが保護者から学校を休ませたいと相談された場合	感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由(感染経路不明の患者が急激に増えている地域である等)があると校長が判断する場合、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする。
(9)新型コロナワクチン接種を行う場合	授業日に接種せざるを得ない理由があると認められる場合は、保護者の申し出により、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」(出席停止等)とする。
(10)接種後、副反応の疑いがある場合	新型コロナワクチン接種に伴う副反応であるか不明であるが接種後に体調不良により欠席した場合は、保護者の申し出により、「症状があり罹患の疑いがある場合」と同等の扱いとし、学校保健安全法第19条による「出席停止」とする。

(注)表中の“学校保健安全法により出席停止”とは、「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」である。

#### 《参考文献》

【学校保健安全法第19条，令和2年1月31日付け文部科学省事務連絡】

校長は、新型コロナウイルス感染症にかかっている、かかっている疑いがある、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、学校保健安全法に定める第一種感染症として、治癒するまで出席を停止させることができる。

【学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（国）P.45・46】